

宮 城 県 公 報

令和 7 年 11 月 14 日（金）
定期第 649 号

目 次

告示

- 家畜伝染病の発生（家畜防疫対策室）
- 都市計画決定の図書の写しの縦覧（4 件）（都市計画課）
- 土地区画整理事業の終了の認可（同）

公告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定（道路課）
- 開発行為に関する工事の完了（2 件）（建築宅地課）
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告（契約課）

教育委員会

- 教育委員会定例会の開催（教育庁総務課）

宮城海区漁業調整委員会

- 流し網漁業等の制限（宮城海区漁業調整委員会事務局）
- かご漁業の制限（同）

宮城県告示第652号

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

令和 7 年 11 月 14 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 家畜伝染病の種類
 ヨーネ病
- 2 畜種
 牛（黒毛和種）
- 3 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数
 患畜 1 頭
- 4 発生の場所又は区域
 登米市
- 5 発生年月日
 令和 7 年 11 月 6 日
- 6 患畜の取扱い
 法令殺

宮城県告示第 653 号

松島町から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 7 年 11 月 14 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 都市計画の種類及び名称
 - （１）種類 仙塩広域都市計画地区計画
 - （２）名称 初原地区計画
仙塩広域都市計画地区計画
- 2 縦覧場所
宮城県庁（土木部都市計画課）

宮城県告示第654号

多賀城市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和7年11月14日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 都市計画の種類及び名称
仙塩広域都市計画準防火地域
- 2 縦覧場所
宮城県庁（土木部都市計画課）

宮城県告示第 655 号

多賀城市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 7 年 11 月 14 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 都市計画の種類及び名称
 - （１）種類 仙塩広域都市計画地区計画
 - （２）名称 中央一丁目地区計画
- 2 縦覧場所
宮城県庁（土木部都市計画課）

宮城県告示第656号

多賀城市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 7 年 11 月 14 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 都市計画の種類及び名称
仙塩広域都市計画用途地域
- 2 縦覧場所
宮城県庁（土木部都市計画課）

宮城県告示第657号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第13条第1項の規定により、次の土地区画整理事業の終了について認可した。

令和7年11月14日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 土地区画整理事業の名称
富谷市高屋敷西土地区画整理事業
- 2 施行者の名称
株式会社河北ランド、東北放送株式会社
- 3 事業施行期間
令和3年11月12日から令和7年12月31日まで
- 4 施行地区
富谷市富谷仏所、富谷北沢、富谷南沢、富谷日渡及び高屋敷の各一部
- 5 施行認可の年月日
令和3年11月5日
- 6 終了認可の年月日
令和7年11月10日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和 7 年 11 月 14 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 落札に係る物品又は役務の名称及び数量
 - (1) 凍結防止剤(粒状塩化ナトリウム、標準粒径、10 トン車以下、宮城県北部土木事務所管内分)
(単価契約) 1,330 トン
 - (2) 凍結防止剤(液状塩化ナトリウム、8 トン車以下、宮城県北部土木事務所管内分)
(単価契約) 16 キロリットル
- 2 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地
宮城県北部土木事務所 宮城県大崎市古川旭四丁目 1 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
令和 7 年 10 月 28 日
- 4 落札者の名称及び所在地
 - (1) 1 の(1)の購入物品 株式会社東日本ソルト 仙台市宮城野区日の出町三丁目 3 の 20
 - (2) 1 の(2)の購入物品 株式会社ハイウェイとうほく 仙台市泉区永和台 35 番 1 号
- 5 落札金額
 - (1) 1 の(1)の購入物品 36 円 50 銭(1 キログラム当たり)
 - (2) 1 の(2)の購入物品 65 円(1 リットル当たり)
- 6 契約の相手を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和 7 年 9 月 16 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和 7 年 11 月 14 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- | | |
|---------------------------------|---|
| 1 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
地域の名称 | 加美郡加美町字雁原 112 番 1、113 番 1、114 番 1、
115 番 1 |
| 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称） | 富谷市大清水一丁目 31 番地 6 号
株式会社あいホーム |

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和 7 年 11 月 14 日

	宮城県知事 村 井 嘉 浩
1 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる 地域の名称	亶理郡亶理町逢隈田沢字浜道 1 番 1
2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）	山形県西置賜郡白鷹町大字佐野原 638 番地 2 山形新興株式会社

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和 7 年 11 月 14 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

木製両袖机ほか 一式

(2) 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限 令和 8 年 3 月 13 日（金）

(4) 納入場所 宮城県岩沼警察署

（岩沼市末広二丁目 1 番 23 号）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

(3) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

(4) 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(6) 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

(7) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 11 月 1 日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

ア 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

イ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」

という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

- (8) 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 電話 022-211-3335）へ令和7年11月21日（金）午後5時までに提出すること。

3 入札書の提出場所等

(1) 電子調達システムの利用

ア 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

イ 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

- (2) 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県出納局契約課物品班（担当 福地 美奈 電話 022-211-3333）

- (3) 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、令和7年11月21日（金）まで（2）あて申し出ること。

(4) 一般競争入札参加資格審査

ア システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和7年11月21日（金）午前9時から令和7年11月27日（木）午後5時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

イ 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和7年11月27日（木）午後5時までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

ウ 開札日までの間において、ア又はイにおいて提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札書の提出期限等

ア システムを用いて入札する場合

入札期間 令和7年12月1日（月）午前9時から令和7年12月4日（木）午後5時まで

イ 書面により入札書を提出する場合

(7) 日時 令和7年12月4日（木）午後5時

(4) 場所 (2)に同じ

(ウ) 郵送による場合は、配達証明付書留郵便により（ア）の日時までに到達するよう提出すること。

ただし、入札書を持参する場合は、（６）の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

(エ) 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

(6) 開札の日時及び場所

令和 7 年 12 月 5 日（金）午前 10 時

宮城県行政庁舎 10 階入札室

4 入札に参加することができない者 2 に定める資格を有しない者

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 財務規則（昭和 39 年宮城県規則第 7 号）第 97 条及び第 98 条の規定による。

(3) 契約保証金 財務規則第 113 条及び第 114 条の規定による。

(4) 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

(5) 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

(6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否 要

(8) この契約は、電子契約を選択することができる。

(9) 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

(10) 詳細は、入札説明書による。

6 概要

Summary

1. Nature and Quantity of the Items to be Procured: Wooden desk with two side drawers, etc. (1 set)

2. Deadline for Delivery: March 13, 2026 (Fri.)

3. Place of Delivery: Miyagi Prefecture Iwanuma Police Station

4. Deadline for Bid Submission: December 4, 2025 (Thur.), 5:00 P.M.

5. Contact Information: Mina Fukuchi, Procurement Section, Government Contract Division,
Treasury Department, Miyagi Prefectural Government

3-8-1 Honcho, Aoba Ward, Sendai City, Miyagi Prefecture 980-8570

TEL.: 022-211-3333

6. Language and Currency Used in Contract Procedure: Japanese and Japanese yen only.

宮城県教育委員会告示第13号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

令和7年11月14日

宮城県教育委員会

教育長 佐藤靖彦

- 1 日 時 令和7年11月19日 午後1時30分
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 傍聴者の定員
12人
- 4 傍聴手続
 - （1） 傍聴希望の受付は、会議開会30分前から10分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。
 - （2） 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。
- 5 問い合わせ先
仙台市青葉区本町三丁目8番1号
宮城県教育庁総務課総務班（電話022-211-3611）

宮城海区漁業調整委員会指示第3号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、金華山山頂真南の線以西の仙台湾（共同漁業権区域を除く。以下「規制区域」という。）における流し網漁業、はえなわ漁業及びはもどう漁業の操業について、次のとおり制限する。

令和7年11月14日

宮城海区漁業調整委員会

会長 尾 定 誠

1 制限期間

令和8年1月1日から同年12月31日まで

2 操業区域

金華山山頂真南の線以西の仙台湾

3 漁業時期

令和8年1月1日から同年12月31日まで

4 操業の届出

規制区域において流し網漁業、はえなわ漁業及びはもどう漁業を操業しようとする者は、使用漁船ごとに、宮城海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に届出（様式第1号）をしなければならない。また、届出の記載事項に変更を生じたときは、遅滞なく、委員会に届出（様式第2号）をしなければならない。

5 操業の条件

- （1） 流し網漁業、はえなわ漁業及びはもどう漁業の届出を必要とする業種の操業は、次のとおり行わなければならない。

ア 流し網漁業、はえなわ漁業及びはもどう漁業の漁具の敷設時間は、日没から日の出までとしなければならない。ただし、操業する海域において漁業者間で定める操業ルールに従って操業する場合はこの限りではない。

なお、流し網漁業及びはえなわ漁業の漁具の敷設深度は、航行船の安全が十分確保できるものでなければならない。

イ 漁具の標識

宮城県漁業調整規則（令和2年宮城県規則第103号）第60条の規定を遵守しなければならない。

- （2） 漁獲成績報告書の提出の義務

4による操業の届出をした者は、操業した漁業ごとに漁獲成績報告書（様式第3号、様式第4号又は様式第5号）を漁業時期終了後1か月以内に、委員会に提出しなければならない。

流し網、はえなわ、はもどう漁業着業届出書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

漁業協同組合（又は届出者）

下記のとおり、流し網、はえなわ、はもどう漁業の着業をするので届け出ます。

一連 番号	船 名	漁船登録番号	総トン数	推進機関の 種 類 及 び 馬 力 数	操業 時期	届 出 者		着 業 業 種		
						住 所	氏 名	流し網	はえなわ	はもどう

※着業業種の欄には、着業する業種（漁業）に○印を記入する。

（A 4 横）

様式第2号

流し網、はえなわ、はもどう漁業変更届出書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住 所
氏 名

先に届出した内容について、次のとおり変更したので届け出ます。

記

1 船 名 _____ 丸（漁船登録番号 _____ ）

2 届出した着業業種 流 し 網 、 は え な わ 、 は も ど う

（※届出している業種（漁業）に○印を記入する。）

3 変更の内容

項 目	変 更 前	変 更 後

4 変更の理由

（A4縦）

(様式第3号)

流 し 網 漁 業 漁 獲 成 績 報 告 書

宮城海区漁業調整委員会 会長 殿

提出年月日： 年 月 日

所属漁協名		乗組員数	人 (船長を除いた人数)
届出者氏名		流し網 の 規 模	目合： 寸 分 (c m)
漁船登録番号	—		1張当たりの総延長： m
漁 船 名			1張当たりの使用反数： 反
総 ト ン 数	トン		総使用張り数： 張 (※何張敷設しているか記入する。)

1 操業状況

月	操業 日数	漁場 番号	主な魚種別漁獲量 (kg)					金 額 (千円) ※税抜き
			サワラ	スズキ	サバ	その他 ()	()	
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
合計								

2 主な水揚げ先

3 操業に要した所要経費

所 要 経 費 (単位:千円)							経費合計
漁船・漁具費	燃料費	諸材料費	人件費	その他 ()	その他 ()	その他 ()	
							0

※1 所要経費欄には、当該漁業の操業に要した経費を記入すること。

※2 人件費について、家族分の人件費が計算できない場合は、欄外に「乗組員〇人のうち、家族〇人分の人件費は含まない。」と記入すること。

※3 漁船・漁具費には、漁具の艀装費、修繕費を含むこととする。

(様式第4号)

は え な わ 漁 業 漁 獲 成 績 報 告 書

宮城海区漁業調整委員会 会長 殿

提出年月日： 年 月 日

所属漁協名		乗組員数	人 (船長を除いた人数)
届出者氏名		はえなわ の 規模	1張当たりの総延長： m
漁船登録番号	—		1張当たりの使用針数： 本
漁 船 名			総使用張り数： 張
総 ト ン 数	トン		(※何張敷設しているか記入する。)

1 操業状況

月	操業 日数	漁場 番号	主な魚種別漁獲量 (kg)					金 額 (千円) ※税抜き
			トラフグ	スズキ	その他 ()	()	()	
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
合計								

2 主な水揚げ先

3 操業に要した所要経費

所 要 経 費 (単位:千円)							経費合計
漁船・漁具費	燃料費	諸材料費	人件費	その他 ()	その他 ()	その他 ()	
							0

※1 所要経費欄には、当該漁業の操業に要した経費を記入すること。

※2 人件費について、家族分の人件費が計算できない場合は、欄外に「乗組員〇人のうち、家族〇人分の人件費は含まない。」と記入すること。

※3 漁船・漁具費には、漁具の艀装費、修繕費を含むこととする。

(様式第5号)

は も ど う 漁 業 漁 獲 成 績 報 告 書

宮城海区漁業調整委員会 会長 殿

提出年月日： 年 月 日

所属漁協名		乗組員数	人 (船長を除いた人数)
届出者氏名		はもどう の 規模	1張当たりの総延長： m
漁船登録番号	—		1張当たりの使用どう数： 個
漁 船 名			総使用張り数： 張
総 ト ン 数	トン		(※何張敷設しているか記入する。)

1 操業状況

月	操業 日数	漁場 番号	主な魚種別漁獲量 (kg)					金 額 (千円) ※税抜き
			マアナゴ	その他 ()	()	()	()	
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
合計								

2 主な水揚げ先

3 操業に要した所要経費

所 要 経 費 (単位:千円)							経費合計
漁船・漁具費	燃料費	諸材料費	人件費	その他 ()	その他 ()	その他 ()	
							0

※1 所要経費欄には、当該漁業の操業に要した経費を記入すること。

※2 人件費について、家族分の人件費が計算できない場合は、欄外に「乗組員〇人のうち、家族〇人分の人件費は含まない。」と記入すること。

※3 漁船・漁具費には、漁具の艀装費、修繕費を含むこととする。

宮城海区漁業調整委員会指示第4号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、宮城県地先海面（共同漁業権区域を除く。）において、1トン以上20トン未満の漁船を使用して行うかご漁業（以下「かご漁業」という。）の操業については、次のとおり制限する。

令和7年11月14日

宮城海区漁業調整委員会

会長 尾 定 誠

1 制限期間

令和8年1月1日から同年12月31日まで

2 操業区域

宮城県地先海面（共同漁業権区域を除く）

3 漁業時期

令和8年1月1日から同年12月31日まで

4 操業の届出

2の操業区域においてかご漁業を操業しようとする者は、使用漁船ごとに、別紙かご漁業操業事務取扱要領に定めるところにより、宮城海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に届出をしなければならない。また、届出の記載事項に変更が生じたときは、遅延なく、委員会に届出をしなければならない。

5 条件

- (1) 4の届出をした者（以下「届出者」という。）は、操業する際、委員会が交付する届出を受理したことを証する書面（写しでも可）を漁船に備え付けなければならない。
- (2) 届出者は、操業期間中、別に定める標識を使用する漁船の船体の見やすい場所に表示しなければならない。
- (3) 届出者は、宮城県漁業調整規則（令和2年宮城県規則第103号）第60条の規定を遵守しなければならない。
- (4) ワタリガニ（ガザミ）については、抱卵個体（外子を有する個体）を漁獲した場合は、再放流しなければならない。
- (5) 届出者は、操業する海域において漁業者間で定められている操業ルールを遵守するよう努めるほか、必要に応じて漁業者間で協議し、協調操業体制を確保しなければならない。
- (6) 届出者は、操業する海域において漁場が競合する他の漁業がある場合には、必要に応じて、無線又は船舶電話等により相手方と交信し、トラブルの回避に努めなければならない。
- (7) 届出者は、漁業時期終了後1か月以内に、漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

(別紙)

かご漁業操業事務取扱要領

(操業の届出及び変更の届出)

- 第1 かご漁業の制限（令和8年度宮城海区漁業調整委員会指示第4号。以下「委員会指示」という。）4の届出（以下「届出」という。）をしようとする者は、漁業協同組合に所属する者にあつては所属漁業協同組合が取りまとめ、かご漁業操業届出書（様式第1号。以下「操業届出書」という。）を宮城海区漁業調整委員会（仙台市青葉区本町3丁目8番1号 宮城県水産林政部水産業振興課内。以下「委員会」という。）に提出しなければならない。
- 2 届出をした者（以下「届出者」という。）は、操業届出書の記載事項に変更が生じたときは、遅延なくかご漁業変更届出書（様式第2号。以下「変更届出書」という。）を委員会に提出しなければならない。
- 3 宮城県以外の船籍の者（以下「県外届出者」という。）が届出をしようとする場合は、届出者の住所の所在する都道府県知事の副申書を添えて、かご漁業操業届出書（様式第1号）を委員会に提出しなければならない。

(届出書の受理)

- 第2 操業届出書及び変更届出書は、漁業法（昭和24年法律第267号）、その他関係法令に抵触しない場合及び漁業調整上支障がない場合に限り受理するものとする。

(届出を受理したことを証する書面の交付)

- 第3 委員会は、第2の規定に基づき届出書を受理したときは、届出者の住所を管轄する地方振興事務所（県外届出者にあつては管轄する都道府県）を通じ、届出を受理したことを証する書面を届出者に交付する。

(船体の標識)

- 第4 委員会指示5の（2）で定める標識は、様式第3号とする。

(漁獲成績報告書)

- 第5 委員会指示5の（7）の漁獲成績報告書は、様式第4号とする。

(操業届出書等の経由)

- 第6 操業届出書、変更届出書及び第5の漁獲成績報告書は、届出者を管轄する地方振興事務所（県外届出者にあつては管轄する都道府県）を経由して提出するものとする。

(様式第1号)

か ご 漁 業 操 業 届 出 書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会 会長 殿

漁業協同組合（又は届出者）

下記のとおり，かご漁業に着業するので届出ます。

届出番号	一連 番号	船 名	漁船登録 番号	総トン数	操業 予定 時期	届 出 者		備考
						住 所	氏 名	
	1							
	2							
	3							
	4							
	5							
	6							
	7							
	8							
	9							
	10							

年 月 日 上記届出を受理
宮城海区漁業調整委員会

海区收受
印押印欄

(様式第2号)

かご漁業変更届出書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住 所
氏 名

先に届出した内容について、次のとおり変更したので届け出ます。

記

1 船 名 _____ 丸

2 漁船登録番号 _____

3 届出番号 宮かご第 _____ 号○

4 変更の内容

項 目	変 更 前	変 更 後

5 変更の理由

(様式第3号)

宮かご第 号○

- 1 文字及び数字（届出番号）の大きさは8センチメートル以上とし、太さは1.5センチメートル以上とすること。
船外機動力漁船にあっては、文字及び数字（届出番号）の大きさは4センチメートル以上とし、太さは1センチメートル以上とする。
- 2 文字、数字（届出番号）は、黒色とすること。
- 3 ○印には、所属漁協（宮城県漁業協同組合にあっては、所属支所）の頭文字を記入すること。（漁業協同組合に所属していない場合、○印部分の記載は不要）

(様式第4号)

かご漁業漁獲成績報告書

宮城海区漁業調整委員会 会長 殿

提出年月日： 年 月 日

届出番号	宮かご第 号	乗組員数	人 (船主を除いた人数)
所属漁協名		かごの規模	1本あたりの使用かご数： カゴ
届出者氏名			1本あたりの総延長： m
漁船登録番号			総使用本数： 本 (何本敷設しているか記入)
漁船名			主に使用する餌：
総トン数	トン		

1 操業状況

月	操業 日数	漁場 番号	主な魚種別漁獲量 (kg)					金 額 (千円) ※税抜き
			ガザミ (ワタリガニ)	マアナゴ	ミズダコ	マダコ	その他 ()	
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
合計								

2 主な水揚げ先

3 操業に要した所要経費

経費 (千円)					経費合計 (千円)	備考
漁具費	燃料費	餌代	人件費	その他 ()		